

○大規模排出事業者の再エネ導入計画制度

趣旨

- 温室効果ガス総排出量の約6割が事業所由来であり、より一層の排出抑制、エネルギー転換およびESG投資を呼び込む仕組みづくりが必要。
- 事業者行動計画書制度の対象事業所に対し、新たに再生可能エネルギーの計画的な導入を促し、エネルギー転換に積極的な事業者として公表することでCO₂削減のメリット向上を図る。

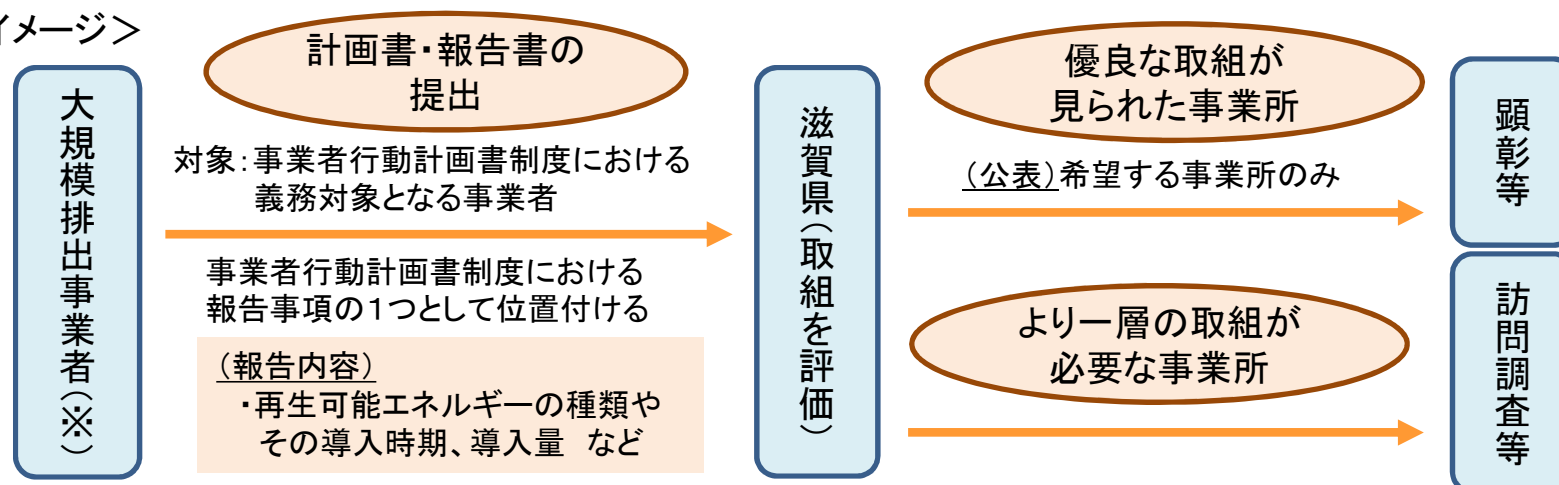
現行制度

- 大規模排出事業者(※)に対して、CO₂排出量や削減目標、取組に関する計画・報告を義務付け。

改正後制度(案)

- 計画書・報告書に記載する項目に、再生可能エネルギーの計画的導入に関する事項を追加。
- 計画に対する実績がわかりやすくなるように計画書・報告書様式を見直し。
- 優良な事業所の公表制度を設ける。(現行の全事業所の報告書HP公表は廃止) 参考:義務対象 307事業所(H30年度末時点)

<制度イメージ>



(※)要件①:前年度の年間エネルギー使用量が原油換算1,500kL以上の事業者

要件②:前年又は前年度のエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスがCO₂換算で3,000t以上の事業所を有する従業員21人以上の事業者

建築物の排出削減の促進に係る施策①

- 【建築主】建築物の省エネ化検討義務・再エネ導入義務
- 【建築士】建築主への説明義務

趣旨

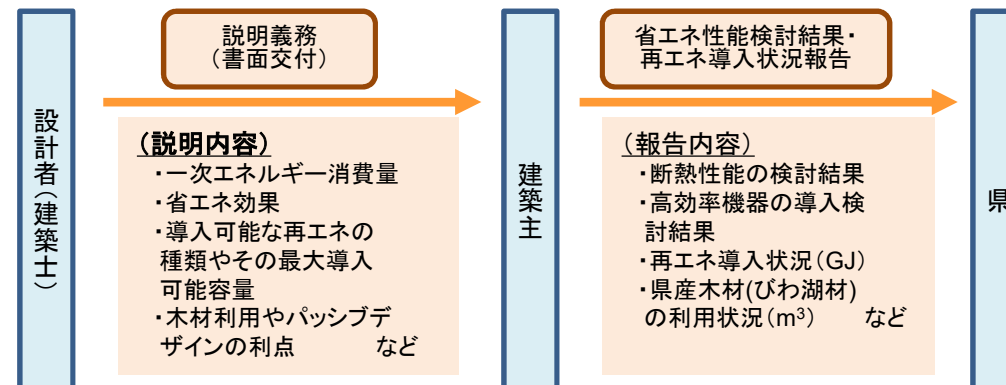
- 業務部門・家庭部門からの温室効果ガス排出量は床面積や世帯数の増加等により増加。
- 建築物は一度建築されると長期間使用されることから、新築・増改築時に省エネ化・再エネ化を促す。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の改正により、建築物の新築・増改築時に省エネ化を促す仕組みが導入されることから、同時に再エネ化や県産木材の使用を促す仕組みを導入する。

制度(案)

- 建築士から建築主に建築物省エネ法に基づき、建築物の省エネ性能を説明する際に、加えて、再エネ導入、木材利用、パッシブデザインの利点等の説明を求める。
- 建築主に対して、説明を受けての検討義務を設ける。300m²以上の建築物については、再エネ導入および検討結果の届出義務※を設ける。

※建築物省エネ法の届出と同じく、工事着手予定日の21日前まで

<制度イメージ>



建築物の排出削減の促進に係る施策②

<建築物省エネ法との比較>

	制度(案)			
対象	新築・増改築			
床面積	建築物(非住宅)・住宅			
2000㎡以上	説明義務	検討義務	届出義務	再エネ導入義務
300㎡以上 2000㎡未満				
10㎡超 300㎡未満				
10㎡以下				

(参考)建築物省エネ法	
新築・増改築	
建築物(非住宅)	住宅
適合義務 [建築確認手続きに連動]	届出義務 (基準適合の努力義務)
説明義務 (基準適合の努力義務)	

	制度(案)		(参考)建築物省エネ法
説明義務	対象	10㎡超	10㎡超300㎡未満
	内容	省エネ効果、木材利用やパッシブデザインの利点、再エネ導入可能量 など	省エネ基準の適否(適合しない場合は、省エネ性能確保のためとるべき措置)
検討義務		断熱性能、木材利用やパッシブデザインの選択、再エネ導入 など	—
届出(適合)義務 (300㎡以上)		検討結果、再エネの導入量およびその種類	住宅:省エネ基準の適否(適合努力義務) 非住宅:省エネ基準の適否(適合義務)
再エネ導入義務		義務あり(300㎡以上)	—

※一部の建築物については適用除外。

類似の規定:長野県、京都府

次世代自動車の普及促進に係る施策

○次世代自動車の計画的導入の義務化

趣旨

- 本県では、運輸部門の温室効果ガス排出量の約9割を自動車が占めており、自動車からの排出抑制が急務。
- 国は2035年以降のガソリン車新車販売禁止を表明しており、本県においても次世代自動車への転換を計画的に促す観点から、保有台数の多い事業者に対し計画的導入の義務を課すもの。

現行制度

- 自動車を常時100台以上※使用する事業者に対し、排出抑制のための取組等を定めた計画書とその実施状況を記した報告書の提出を義務付け(自動車管理計画書制度)
※緊急車両、二輪自動車、特殊車両、レンタカー、商品としての自動車等は使用台数に含めない。

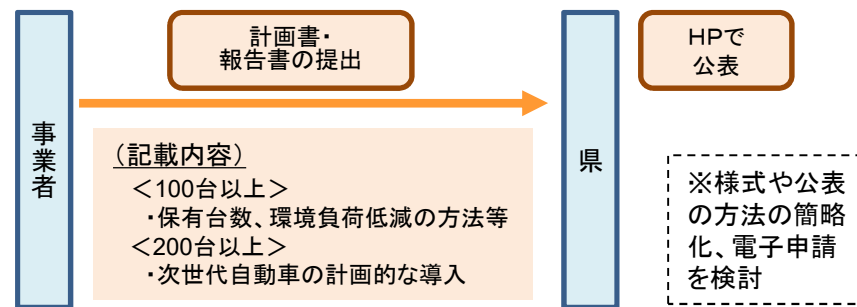
改正後制度(案)

- 自動車を常時200台以上使用する事業者に対して計画的な次世代自動車の導入を義務付け(10年間で保有台数の3割を次世代自動車に転換)。
- 導入等に関する計画書と毎年の実績報告書の提出を求める。

使用台数	現行	改正後
200台以上	提出義務	提出義務
100台以上		導入義務
100台未満		

参考: 自動車を常時200台以上使用する事業者数(H30年度末保有台数) 公的機関(7)、運送事業者(3)、交通・インフラ事業者(4)、その他(2)

<制度イメージ>



	区分	対応(政策的誘導)
次世代自動車の普及	個人・事業者(200台未満)	啓発や補助等による誘導
	事業者(200台以上)	計画的な導入を義務化+優遇等
供給インフラ等の普及	—	補助等+国全体でのインフラ整備等

電気の小売供給に係る排出削減の促進に係る施策

○電気の小売供給に係る排出削減計画制度

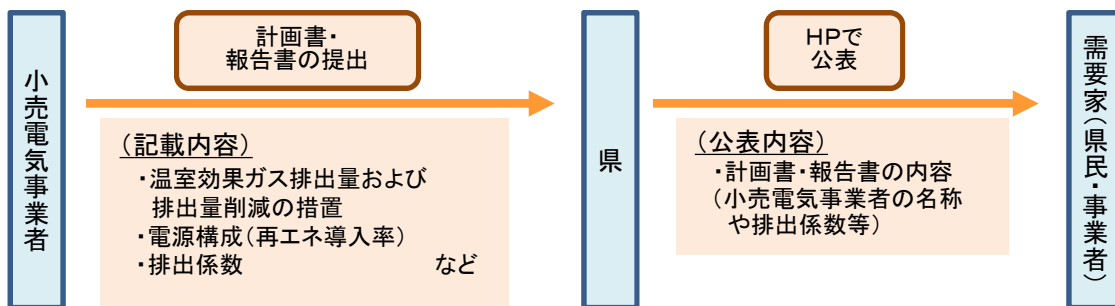
趣旨

- 電気の使用に伴う二酸化炭素排出量は、供給される電力の発電方式に影響を受ける(電気の排出係数が変動することから、供給する電力の排出係数をさらに低減していく必要がある)。
- 電気の小売が全面自由化されたことから、需要家に排出係数の低い電力の選択を促す必要がある。
- 小売電気事業者における計画的な電力の低炭素化および需要家による低炭素な電力の選択を促すために排出削減計画・公表制度を創設する。

制度(案)

- 対象は、県内に電気を供給するすべての小売電気事業。
- 供給開始後に、再生可能エネルギー供給量や利用率、排出係数などに関する計画書を提出。
- 翌年度に、エネルギー供給に伴う温室効果ガス排出量や計画の実施状況を記載した報告書を提出。以降毎年度計画書・報告書の提出を繰り返す。

<制度イメージ>

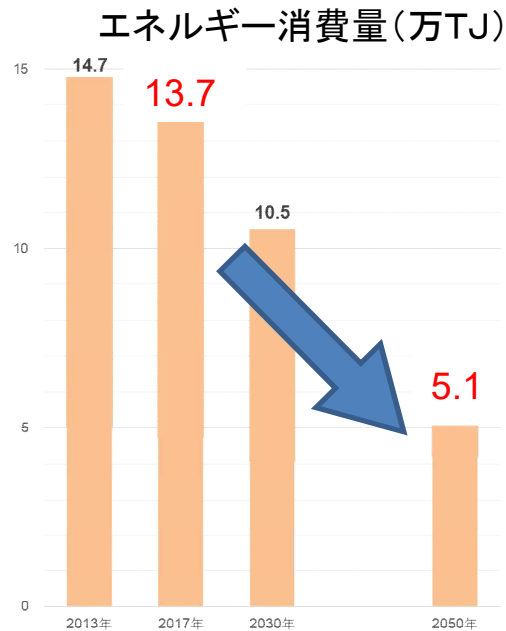


参考: 滋賀県内に需要実績のある小売電気事業者数: 136事業者 (令和2年3月実績。「電量調査統計」による)

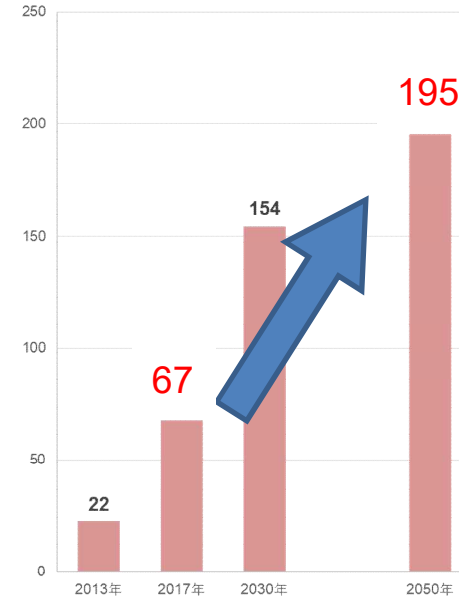
※県域からの温室効果ガス排出量算定のために、現在は県内への供給が想定される小売電気事業者(約300事業者)に対し、アンケート調査を実施

(参考) 関連データ

2050年しがCO2ネットゼロに必要なエネルギー消費量および再エネ導入量

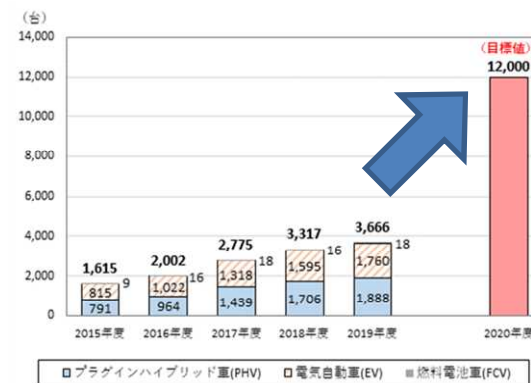


再生可能エネルギー導入量(万kW)



※2050年しがCO2ネットゼロの社会像を検討するための計算結果による

次世代自動車保有台数と普及計画



※次世代自動車:EV、PHV、FCV